日光市監査委員告示１２号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和７年５月１３日

日光市監査委員　　柴　田　　明

日光市監査委員　　佐　藤　裕　子

日光市監査委員　　荒　川　礼　子

（公印省略）

１　監査の対象　　落合児童館・地域子育て支援センター・
こども発達支援センター つばさ園・健康課

２　監査の期間　　令和７年４月１０日～令和７年４月２１日

３　監査の結果　　別紙のとおり

令和７年度　定 例 監 査 結 果

１　監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和２年日光市監査委員訓令第１号）に準拠して実施した。

２　監査の種類

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づく定例監査

３　監査の対象

落合児童館

４　監査の期間

令和７年４月１０日～令和７年４月２１日

５　監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

６　監査の実施内容

（１）令和６年度事務事業について、令和７年１月末日現在で実施した。

（２）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は園長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。また、現金の保管状況の調査と施設の状況を調査した。

７　監査の結果

（１）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められたが、一部の事務において、次の指摘事項が認められた。

（２）指摘事項

ア　請書において、代表者印の押印がないものが見受けられた。

８　意見及び要望

なし

令和７年度　定 例 監 査 結 果

１　監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和２年日光市監査委員訓令第１号）に準拠して実施した。

２　監査の種類

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づく定例監査

３　監査の対象

地域子育て支援センター

４　監査の期間

令和７年４月１０日～令和７年４月２１日

５　監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

６　監査の実施内容

（１）令和６年度事務事業について、令和７年１月末日現在で実施した。

（２）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は園長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。また、現金の保管状況の調査と施設の状況を調査した。

７　監査の結果

（１）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

（２）指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

８　意見及び要望

施設が充実しており、きめ細やかなサービスにも取り組むなど、子育て世代の相談窓口として十分な機能を有している。より多くの方に利用していただけるよう、市民への効果的な周知方法や、気軽に利用できるような工夫を検討し、利用者の増加を図られたい。

令和７年度　定 例 監 査 結 果

１　監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和２年日光市監査委員訓令第１号）に準拠して実施した。

２　監査の種類

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づく定例監査

３　監査の対象

こども発達支援センター つばさ園

４　監査の期間

令和７年４月１０日～令和７年４月２１日

５　監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

６　監査の実施内容

（１）令和６年度事務事業について、令和７年１月末日現在で実施した。

（２）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は園長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

７　監査の結果

（１）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められたが、一部の事務において、次の指摘事項が認められた。

（２）指摘事項

ア　会計年度任用職員の職務に専念する義務の免除について、条例の規定によらない理由により取得しているものがあった。

イ　会計年度任用職員の出勤及び休暇の管理について、出勤及び休暇日数の計算誤りが見受けられた。また、年次有給休暇の残日数があるにも関わらず欠勤を取得していた。

8　意見及び要望

発達障がい児等の利用が増加している中、今後も子どもや保護者に寄り沿った相談業務やサービス提供に努められたい。

令和７年度　定 例 監 査 結 果

１　監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和２年日光市監査委員訓令第１号）に準拠して実施した。

２　監査の種類

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づく定例監査

３　監査の対象

健康課

４　監査の期間

令和７年４月１０日～令和７年４月２１日

５　監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

６　監査の実施内容

（１）令和６年度事務事業について、令和７年１月末日現在で実施した。

（２）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は課長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

７　監査の結果

（１）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

（２）指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

８　意見及び要望

（１） 健康マイレージ事業は、市民の健康寿命に大きく関わる重要な事業であるが、参加者の実績が少なく、十分な結果が得られていない。今後は、効果的な周知方法の検討に加え、市民の参加意欲を向上させる工夫など、制度自体の見直しにも取り組んでいただきたい。

（２）診療所の利用人数が年々減少しており、収支状況も悪化している。地域の医療の中核となる診療所の安定的な運営を図るため、今後１０年先の人口や地域状況を踏まえた計画的な対応について慎重な検討に努められたい。